第2章 鉱区禁止地域の指定

本制度が施行された昭和26年 1 月から平成25年度末までに指定した鉱区禁止地域は、244地域、総面積682,820~クタールとなっている。これらの地域を主な指定理由別に見ると、ダム及び貯水池・水源の保全を理由とするものが163地域と最も多い。なお、指定を解除したものはない(図 2-2-1、表 2-2-1、付録 3 (153ページ)参照)。

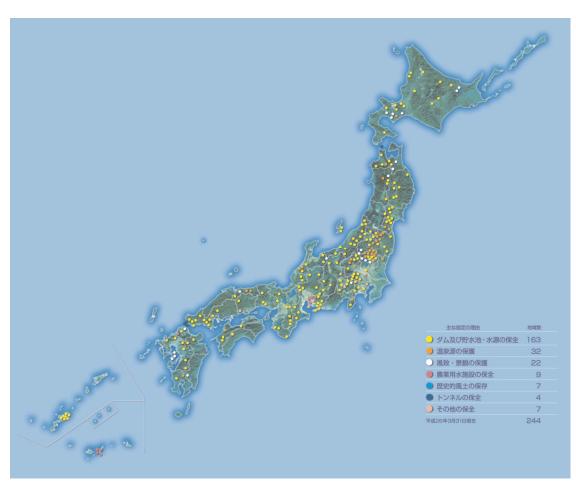


図2-2-1 鉱区禁止地域指定箇所

表2-2-1 主な指定理由別鉱区禁止地域指定状況

(平成26年3月31日現在)

(単位:件)

	指定地域数	年次別内訳(年度)					
主な指定理由		昭和 26~35	36~45	46~55	平成 56~2	3~12	13~25
1 ダム及び貯水池・水源 の保全	163	29	43	54	27	4	6
2 温泉源の保護	32	28	4	0	0	0	0
3 風致・景観の保護	22	13	8	1	0	0	0
4 農業用水施設(ため池 等)の保全	9	5	0	0	0	4	0
5 歴史的風土の保存	7	5	0	0	1	0	1
6 トンネル(鉄道施設等) の保全	4	2	0	2	0	0	0
7 その他の保全	7	5	0	0	2	0	0
合 計	244	87	55	57	30	8	7